

令和元年度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

(可児市老人福祉センター可児川苑)

令和2年2月28日

可児市監査委員

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査

2. 監査の対象

施設名 可児市老人福祉センター可児川苑
指定管理者 公益社団法人可児市シルバー人材センター
所管課 可児市福祉部高齢福祉課

3. 監査の実施期間

令和元年 10 月 21 日～令和元年 12 月 27 日

4. 監査の方法

平成 30 年度・令和元年度中に指定管理者が行った公の施設の管理の業務及びその出納関連の事務が効果的、効率的に行われているかを主眼におき、あらかじめ公益社団法人可児市シルバー人材センター（以下、「法人」という。）及び可児市福祉部高齢福祉課から提出された関係資料、帳票等の審査を実施するとともに、関係職員からその説明を受けるなどの方法により実施した。

5. 施設の概要

- (1) 名称 可児市老人福祉センター可児川苑
(2) 設置目的 老人福祉法の規定による老人福祉センター
(3) 所在地 可児市坂戸 765 番地
(4) 建物概要 建築：平成 2 年度
構造：鉄筋コンクリート造
床面積：2,772.20 m²

6. 平成 30 年度利用状況・収支状況（平成 30 年度事業報告より）

○可児川苑

利用者数	58,996 人
------	----------

区 分	金 額
収入合計	37,200,547 円 (うち、指定管理料 32,000,000 円)
支出合計	36,659,296 円
収支状況	541,251 円

7. 監査結果

監査の結果、公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務は、適正に執行されているものと認められた。

なお、当法人は平成 28 年 4 月 1 日から 5 年間、上記施設の指定管理者に指定されている。高齢者福祉を増進する施設として今後も適正な運営に務められたい。

令和元年度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

(可児市老人福祉センターやすらぎ館)

令和2年2月28日

可児市監査委員

8. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査

9. 監査の対象

施設名 可児市老人福祉センターやすらぎ館
指定管理者 公益社団法人可児市シルバー人材センター
所管課 可児市福祉部高齢福祉課

10. 監査の実施期間

令和元年 10 月 21 日～令和元年 12 月 27 日

11. 監査の方法

平成 30 年度・令和元年度中に指定管理者が行った公の施設の管理の業務及びその出納関連の事務が効果的、効率的に行われているかを主眼におき、あらかじめ公益社団法人シルバー人材センター(以下、「法人」という。)及び可児市福祉部高齢福祉課から提出された関係資料、帳票等の審査を実施するとともに、関係職員からその説明を受けるなどの方法により実施した。

12. 施設の概要

- (1)名称 可児市老人福祉センターやすらぎ館
(2)設置目的 老人福祉法の規定による老人福祉センター
(3)所在地 可児市兼山 1011 番地 1
(4)建物概要 建築：平成 4 年度
構造：鉄筋コンクリート・鉄骨造
床面積：844.40 m²

13. 平成 30 年度利用状況・収支状況(平成 30 年度事業報告より)

○可児市老人福祉センターやすらぎ館

利用者数	9,026 人
------	---------

区 分	金 額
収入合計	12,060,000 円 (うち、指定管理料 10,000,000 円)
支出合計	12,774,751 円
収支状況	△714,751 円

14. 監査結果

監査の結果、公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務は、適正に執行されているものと認められた。

なお、当法人は平成 28 年 4 月 1 日から 5 年間、上記施設の指定管理者に指定されている。高齢者福祉を増進する施設として今後も適正な運営に務められたい。

令和元年度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

(可児市文化創造センター)

令和2年2月28日

可児市監査委員

15. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

16. 監査の対象

施設名 可児市文化創造センター（指定期間：H28.4.1～H33.3.31）

指定管理者 公益財団法人可児市文化芸術振興財団

所管課 可児市文化スポーツ部文化スポーツ課

17. 監査の実施期間

令和元年11月7日～令和元年12月27日

18. 監査の方法

平成30年度・令和元年度中に指定管理者が行った公の施設の管理の業務及びその出納関連の事務が効果的、効率的に行われているかを主眼におき、公益財団法人可児市文化芸術振興財団（以下、「法人」という。）及び可児市文化スポーツ部文化スポーツ課から提出された関係資料、帳票等の審査を実施するとともに、関係職員からその説明を受けるなどの方法により実施した。

19. 施設の概要

(1) 名称 可児市文化創造センター

(2) 設置目的 心豊かな地域文化の創造と振興を図り、文化芸術を通して全ての市民が地域社会で生き生きと暮らすことのできるまちづくりに寄与するため、可児市文化創造センターを設置する(可児市文化創造センター条例第1条)。

(3) 所在地 可児市下恵土 3433 番地 139

(4) 建物概要

建築：平成14年

構造：RC・SRC・S造

延床面積：18,410.87 m²

20. 平成30年度利用状況・収支状況

施設	使用日数	使用可能日数	使用率
主劇場（宇宙のホール）	188	284	66.2%
小劇場（虹のホール）	192	283	67.8%
音楽ロフト	275	302	91.1%
演劇ロフト	290	302	96.0%
美術ロフト	252	301	83.7%
演劇練習室	296	306	96.7%
音楽練習室1	221	306	72.2%
音楽練習室2	165	306	53.9%
音楽練習室3	131	306	42.8%
映像シアター	111	305	36.4%
ギャラリー	234	306	76.5%
ワークショップルーム（洋室）	302	306	98.7%
ワークショップルーム（和室）	293	306	95.8%
レセプションホール	289	306	94.4%
合計	3,239	4,225	76.7%

区分	金額
収入合計	612,314,685 円 (うち、指定管理料 450,000,000 円)
支出合計	632,755,274 円
収支状況	△20,440,589 円

21. 監査結果

監査の結果、公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務は、適正に執行されているが、収支は2,000万円を超える赤字となっている。可能な限りのコスト削減及び自主事業での収入増加対策等を検討し、今後も適正な運営に務められたい。